

令和 7 年

第 5 回

# 富里市農業委員会議事録

令和 7 年 5 月 8 日（木）

すこやかセンター 2 階会議室 1

富里市農業委員会

## 富里市農業委員会総会議事録（第5回）

日 時 令和7年5月8日（木）

場 所 すこやかセンター2階会議室1

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
  - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 3 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
  - 4 議案第3号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況  
その他事務の実施状況の公表（案）について
  - 5 議案第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について
  - 6 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について
  - 7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（8名）

1番	関		利	之	2番	田	口	榮	一
3番	秋	元	和	子	4番	森	田	孝	子
5番	伊	井	義	則	6番	塩	澤	英	一
7番	津	田	博	明	8番	相	川	克	義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和7年第5回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後3時57分)

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

関 利之 君、田口 榮一 君、以上の諸君にお願いします。

---

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は塩澤です。

概要は議案書のとおりです。

申請地の位置は、七栄交番から北に約1キロメートルに位置し、面積は畑1筆約1,000平方メートルで、境界は確定しています。進入路は市道に接して確保されており、第三者の権利も無く、価格は記載のとおりです。

申請地の状況は、サツマイモを作る準備がされていました。

法人形態は社会福祉法人で、事業目的は多様な福祉サービスの提供です。

業務執行要件は満たしており、稲作畑作、主な作物はサツマイモなど、経営面積は自作地が田畑合わせて約29,000平方メートル、借入地約8,000平方メートルです。農機具は揃っており、申請地はサツマイモを作付け予定です。

農作業は施設利用者や職員が行い、生産物は施設利用者約650名、職員約300名の給食に使用予定です。また、サツマイモなどは小中学校などに無償提供予定です。

通作距離は約2.5キロメートルで、車で約5分です。

現在の所有農地も適切に管理されており、申請農地は効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関 委員 はい、議長。

議 長 関 委員。

関 委員 農地の一部が砕石敷きになっていると思いますが、現地の確認はされましたか。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、議長。

農業を営むための駐車場として使用しております。

関 委員 はい、議長。

議 長 関 委員。

農地転用あるいは2アール未満の届出は必要であると考えますが、どのように考えていますか。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、議長。

事務指針等により、適切な対応をさせていただきます。

議 長 よろしいですか。

関 委員 わかりました。

議 長 その他、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議 長 次に、所有権移転2を議題とします。

津田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

津田委員。

津田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は津田です。

概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。

申請地の位置は、根木名小学校の通りの元レストランGIN CHOH前の農道から約150メートル入った場所に位置しています。

現況については、水田は綺麗に管理されており、道路も整備されています。

義務者が高齢のため、耕作できなくなったことから、贈与する内容の申請です。権利者は農業に従事しており、規模拡大のため贈与を受けるものです。

また、自己所有の水田は、隣接しているため耕作しやすく、機械等は一式完備されており、効率的に耕作されると判断します。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありますか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

#### ◎議案第2号

議長 日程第3 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和7年4月23日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案の適否についてを依頼されたものです。内容につきましては、次第の3ページに記載のとおりです。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第3号

議 長 日程第4 議案第3号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

それでは、御説明させていただきます。

こちらにつきましては、毎年5月の総会にて実施しています、農業委員会による最適化活動の推進等の実施状況の報告についてでございます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、農地等の利用の最適化に関する指針を策定し、農地の集積や遊休農地の解消、新規参入の促進といった、農地利用最適化の推進活動を実施することとされています。

その活動の透明性を確保し、農地の利用最適化推進と、その他実施状況について公表するとされているため、今回議案とさせていただきます、御意見・御承認いただき公表をするものです。

こちらは別添の資料となります。左上に議案第3号、右上に別紙様式第5と記載されてい

るものになります。

それでは、議案第3号の資料をご覧いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

1 ページをご覧ください。

I 農業委員会の状況について、1 農業委員会の現在の体制についてですが、前年同様です。

2 農家・農地等の概要についてですが、左側の経営体数、中央の農業者数は前年同様です。

※印にも注意事項として記載されていますが、すべて農林業センサスからの数字になります。

こちらは、5年に一度の統計のため昨年度と同数値となっていますので御了承願います。

なお、次回の2025年農林業センサスの集計結果は、概要を令和7年11月末、詳細を令和8年3月以降としています。

右側の経営体数については、農政課より直近の数値をいただいております。認定農業者につきましては、令和5年度から4減となりました。

また、農業参入法人は、1増となっております。

その下、耕地面積は、農林水産省統計数値の耕地及び作付面積であり、統計資料の数値になります。令和5年度から全体で20ヘクタールの減となっております。

なお、合計数値が合っていないことや、昨年との増減変動の理由として、数値元である関東農政局へ確認したところ、県全体面積を市町村ごとに調整配分した加工数値であること、公表における四捨五入表示による影響、県ごとの目標設定等の補正率を加味することにより、一部誤差が生じる場合があるとのことでございます。

2 ページをご覧ください。

II 最適化活動の実施状況の1 最適化活動の成果目標(1) 農地の集積①現状及び課題についてですが、農政課の資料を基とした、これまでの集積面積は264.9ヘクタール、集積率は11.1パーセントです。

③実績については、令和6年度の新規集積面積が40.8ヘクタールで、年度末累計は325.9ヘクタール、集積率13.7パーセントで②の目標に対する達成状況は101.5パーセントでした。なお、点検結果として、農業委員会の活動内容のPRを含め、担い手等に内容の周知を図り、市農政部局及び農業委員活動を通じて利用集積を図りました。

(2) 遊休農地の発生防止・解消でございますが①現状及び課題と②目標についてですが、前年とほぼ同様です。

3 ページをご覧ください。

③実績については、解消面積として6.3ヘクタールで②の目標に対する達成率は126.0パーセントです。

④その他は、昨年度の農地利用状況調査の時期と数値を記載し、点検結果は農政部局と協力し集積を図りました。

(3)新規参入の促進の①現状と課題についてですが、令和6年度新規参入者は1経営体でした。

4 ページをご覧ください。

③実績については、随時、窓口にて相談対応しました。

参考欄につきしては、令和6年度の新規参入数を記載しています。

なお、点検結果としては、課題として高齢化に伴う新たな担い手の育成を市農政部局と連携し推進を図るとさせていただきます。

2最適化活動の活動目標につきましては、各目標に対し実施しました。

目標の達成状況は各推進員から提出された記録簿により集計した結果、20名全員が目標に対して期待を上回る結果が得られた状況となりました。

6 ページをご覧ください。

Ⅲ事務の実施状況についてですが、1総会等の開催実績につきましては、昨年度は、合計24回開催しました。

2農地法第3条に基づく許可事務についてでございますが、1年間の処理件数及び許可件数は61件でございます。

令和6年度の処理期間の実施状況は、処理期間の平均は29.3日で許可に至っておりますので、円滑であり特に是正の必要はないものと考えております。

3農地転用に関する事務については、農地転用申請及び許可相当が56件で、処理期間の実施状況としては、許可申請から意見を添付して県に進達するなどの期間が、平均で21.2日となっておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

4違反転用への対応についてでございますが、現状は、管内の農地面積が2,380ヘクタールで、違反転用面積は11.4ヘクタールです。

課題としては、他法令に関連しているなど、農地法のみでの解決が困難であるとし、活動内容は、広報紙の活用、パンフレットの配布による啓発活動や現地パトロールを実施しました。

令和6年度実績については、解消とした実績はございませんでした。

富里市の農業委員会、審査会では、事実関係の確認や許可基準に基づいた書類審査を行うとともに、複数の農業委員及び事務局職員で現地調査並びに申請者に対する聞き取り調査を実施し、総会では関係法令、許可基準に基づき議案ごとに審議していることから、特に是正の必要はないものと考えます。

また、審議結果等の公表の実施状況は、議事録を作成し市公式ホームページにて公表しておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）についての説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第4号

議 長 日程第5 議案第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について、御説明します。

こちらも別添資料となります。左上に議案第4号、右上に別紙様式第1号と記載されているものになります。

内容につきましては、議案第3号で御説明しましたが、農地等の利用の最適化に関する指針に基づき、目標等を設定しております。

8ページをご覧ください。

Ⅱ最適化活動の目標の1最適化活動の成果目標(1)農地の集積②目標の今年度の新規集積面積は、指針に基づき10ヘクタールとしています。

(2)遊休農地の解消につきましても、指針に基づき、昨年度と同様となっております。

9ページをご覧ください。

②目標につきましても、※印2にありますとおり、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上である1.1ヘクタールを目標面積としております。

2最適化活動の活動目標につきましても、昨年度の状況として目標に対して期待を上回る結果が得られたことから、前年度と同様としております。

令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)の説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

以上で審議案件は終了しました。

---

#### ◎報告第1号

議 長 日程第6 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出について、御説明します。

次第の6ページから8ページに3件ございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの報告第1号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、了解いただきたいと思います。

---

◎報告第2号

議長 日程第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明します。

次第の9ページに1件ございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議長 ただいまの報告第2号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、了解いただきたいと思います。

---

◎閉会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後4時26分)

議事録署名委員

会長

署名委員

署名委員